

《金の売買(金地金)》商品概要説明書

(平成24年1月4日現在)

【金地金とは】

金の現物のことで、一般に「バー」と呼ばれています。当行では純度99.99%の100g,500g,1kgの3種類のバーを取扱っております。

商品名	金地金
ご利用いただける方	個人・法人のお客さま
取扱営業日・取扱時間	銀行営業日の午前9時30分から午後3時までです。ただし、仕入先の年末年始休業日はお取り扱いできません。
取扱店舗・申込方法	本店営業部へご本人がご来店のうえお申込みください。 他の支店ではお取次ぎしていません。また、申込時以下の書類等が必要です。 <ul style="list-style-type: none">● 運転免許証などご本人を確認できる書類(公的なものでお名前、ご住所、生年月日が確認できるもの)● お届出印鑑● 当行への金地金(バー)の売却時には、販売時に当行が交付した計算書
購入方法	購入価格: 購入申込日の当行販売価格(消費税込み)となります。 購入単位: 100g以上、100g単位 (金地金(バー)の種類は100g,500g,1kgの3種類)
売却方法	売却価格: 売却申込日の当行買取価格(消費税込み)となります。 売却単位: 100g以上、100g単位 当行で購入した金地金(バー)に限り、当行で売却できます。 (地金業者鑑定後、売却代金を当行にお持ちのご本人名義口座へ入金いたします。 なお、鑑定の結果、買取に応じられない場合もあります。)
金地金取扱手数料	金地金(バー)の購入や売却の際、バー1本につき8,400円(消費税込み)が必要です。
元本欠損リスク	<ul style="list-style-type: none">● 金には、価格変動リスクがあります。購入した金を売却する場合、市場の動向等によっては、売却額が購入額を下回るなど、損失が生じるリスクがあります。● 購入時と売却時の相場環境が同じであっても、購入価格と売却価格に差があるため、その差額分だけ損失が生じます。
想定されるリスク	市場の混乱等により、市場で金の取引が行われない場合などには、金の売買に応じられないこともあります。
税金	給与所得者が金を売却した場合、原則として譲渡所得(総合課税)となりますが、継続的に売買を行う場合などは雑所得となることもあります。 詳しくはお客さまご自身で公認会計士・税理士にご相談ください。
支払調書制度について	当行への売却時に、お客様へお支払する売却代金が200万円を超える場合、当該取引に関して、お名前、ご住所、売却代金、売却日等を記載した支払調書を当行が作成し、税務署に提出します。
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none">● 預金保険の対象外となります。● マル優のお取扱いはできません。● お問い合わせは、市場国際管理部(電話番号:017-774-1130)へご連絡願います。 (受付時間は銀行営業日の9:00~17:00となります。)